

# 公 告

公立大学法人奈良県立医科大学の役務の調達について、次のとおり一般競争入札を行います。

令和6年3月1日

公立大学法人奈良県立医科大学  
理事長 細 井 裕 司

## 第1 競争入札に付する調達の内容

### (1) 業務内容

奈良県立医科大学（大学附属施設を含む。）に関する損害保険契約のうち、入札説明書に記載のもの

### (2) 業務内容の数量及び仕様

入札説明書のとおり

### (3) 保険期間

財産保険 : 令和6年4月1日 午後4時から 令和7年4月1日 午後4時まで

自動車保険 : 令和6年4月1日 午後4時から 令和7年4月1日 午後4時まで

運送保険 : 令和6年4月1日 午前0時から 令和7年3月31日 午後12時まで

## 第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件のすべてに該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 保険業法（平成7年法律第105号）第3条第5項の損害保険業免許を受けている者であること。
- (2) 金融庁に登録されている格付機関7社（株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・ジャパン株式会社、ムーディーズ SF ジャパン株式会社、S & P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社、株式会社格付投資情報センター、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社、S & P グローバル S F ジャパン株式会社）のうち1社以上から入札公告日の時点で保険金支払能力に関してA以上の格付を受けている者であること。
- (3) 入札日時点で、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札参加資格者で、営業種目が「Q7諸サービス」の「損害保険業」で登録をしている者であること。
- (4) 公立大学法人奈良県立医科大学物品購入等の契約に係る取引停止等措置要領に基づく取引停止等の措置期間中でないこと。

### 第3 入札手続、日程等

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
入札説明書の交付	令和6年3月1日(金) ～ 令和6年3月25日(月)	奈良県立医科大学ホームページの調達情報のページよりダウンロードしてください。 <a href="https://www.narmed-u.ac.jp/university/chotatsujoho/">https://www.narmed-u.ac.jp/university/chotatsujoho/</a>
競争入札参加申込の申請	令和6年3月1日(金) ～ 令和6年3月8日(金)	提出先：公立大学法人 奈良県立医科大学 法人企画部 新キャンパス施設マネジメント課 管理係 <u>※持参または郵送に限ります。</u>
競争入札参加資格の結果通知	令和6年3月14日(木)	「競争入札参加資格確認通知書」を返信用封筒で郵送します。
仕様書等に関する質問の受付 (質問は、仕様書等に関することに限ります。)	令和6年3月11日(月) 午前9時～正午	送信先：shisetsukanri@narmed-u.ac.jp <u>※電子メールに限ります。様式有り。</u> 送付された際は、必ず電話連絡をしてください。 0744-22-3051 内線2285
仕様書等に関する質問の回答	令和6年3月15日(金) (予定)	奈良県立医科大学ホームページの調達情報のページに掲載します。 <a href="https://www.narmed-u.ac.jp/university/chotatsujoho/">https://www.narmed-u.ac.jp/university/chotatsujoho/</a>
競争入札参加資格を認められなかった者の理由説明要求期限	令和6年3月15日(金)	提出先：公立大学法人 奈良県立医科大学 法人企画部 新キャンパス施設マネジメント課 管理係 <u>※持参又は郵送に限ります。</u>
競争入札参加資格を認められない理由の回答	令和6年3月21日(木)	
(郵送による入札参加の場合) 入札書郵送期限	令和6年3月22日(金) 必着	郵送により入札に参加を希望される場合 送付先：公立大学法人 奈良県立医科大学 法人企画部 新キャンパス施設マネジメント課 管理係
入開札	令和6年3月25日(月) 午前10時00分	入開札場所：奈良県橿原市四条町840番地 公立大学法人 奈良県立医科大学 大学本部棟3階小会議室

上記の期間は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除きます。時間の指定のないものは、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とします。

#### 1 入札説明書の交付

- (1) 期間 令和6年3月1日(金)から令和6年3月25日(月)まで
- (2) 場所 奈良県立医科大学ホームページ 調達情報に掲載します。

## 2 競争入札参加資格の確認

この入札に参加者しようとする者は、第2の(2)に係る資格審査とは別に、次に示す入札参加申込書を理事長に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。

なお、(1)の提出期間内に入札参加申込書を提出しない者又は競争入札の参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

- (1) 提出期間 令和6年3月1日(金)から令和6年3月8日(金)の  
午前9時から午後5時まで  
(平日の正午から午後1時まで及び土曜日、日曜日、祝日を除きます。)
- (2) 提出場所 〒634-8521 奈良県橿原市四条町840番地 (エネルギーセンター2階)  
公立大学法人 奈良県立医科大学  
法人企画部 新キャンパス・施設マネジメント課 管理係  
電話番号 0744-22-3051 (内線 2285)
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出方法 持参又は郵送に限る。
- (5) 入札参加申込書 記載事項は、入札説明書によります。

## 3 入札説明会の開催

実施しません。

## 4 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年3月25日(月) 午前10時00分
- (2) 場所 奈良県橿原市四条町840番地  
公立大学法人 奈良県立医科大学 大学本部棟3階 小会議室

## 5 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。

この場合は、**書留郵便**としてください。

二重封筒とし、表封筒に、「令和6年度 奈良県立医科大学損害保険契約に係る入札書 在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書を入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、令和6年3月22日(金)午後5時までに、次に定める場所へ到着するようにしてください。

〒634-8521 奈良県橿原市四条町840番地  
公立大学法人 奈良県立医科大学 法人企画部  
新キャンパス・施設マネジメント課長 あて 親展

## 第4 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語および日本国通貨とします。
- 2 入札保証金  
公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第4条に定めるところによります。
- 3 契約保証金  
公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第26条に定めるところによります。
- 4 入札者に要求される事項

- (1) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (2) 代理人をもって入札する場合は、委任状を入札前に提出してください。
- (3) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

#### 5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

#### 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

#### 7 調達手続の停止等

この調達に関する苦情の処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

#### 8 手続における交渉の有無

無

#### 9 契約書作成の要否

要

#### 10 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、また第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) および(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

#### 11 契約の解除

契約締結後、契約者について10の(1)から(5)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本法人に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、10の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み換えるものとします。

1 2 保険仲立人

MSTリスクコンサルティング株式会社（保険仲立人登録関東財務局第9号）を指名しています。

1 3 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。